



コロナがインフルエンザと同じ5類へ移行されました

5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類」への移行となりました。これに伴い、学校での対応が次のようになりますのでお知らせします。



【出席停止措置の取扱いに関して】

- ・ 児童のコロナ感染が確認された場合は、「発症日を0日として、後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止の基準とします。
※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・ 出席停止期間を短くすることは、基本的にありません。
- ・ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの理由により「感染が不安で休ませたい」場合は、学校へご連絡ください。欠席としないことも可能です。

【濃厚接触者の取扱いについて】

- ・ 濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、行動制限およびその協力要請はしません。
- ・ 同居している家族がコロナに感染した場合でも、出席停止の対象とはしません。

【児童の学校生活について】

- ・ マスクの着用を求めないのは、これまで通りです。
- ・ 朝の会での「健康調べ」や給食前の手指消毒、給食準備のマスク着用は、継続して行います。
- ・ 換気や手洗いなどの日常的対応も継続します。
- ・ 消毒液は、常時設置しておきます。必要に応じて使用してください。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理して登校しないようご配慮ください。アレルギー疾患等の症状との区別は、各家庭で判断してください。
- ・ 活動場面に応じてマスクを着用することがありますので、ランドセルの中などに清潔な状態で常備させてください。

初めての体験



5月1日(月)、1年生では、初めてのタブレット学習がありました。パスワード入力で苦戦しましたが、お絵かきソフトを使って自由にペンを走らせていました。

同日、5年生では、琴の体験学習がありました。琴の歴史や音を奏でる仕組みを学んだり、琴爪を付けての演奏体験をしたりしました。最後には、全員で「さくらさくら」を演奏することができました。

PTA授業参観・総会、学年部会とお世話になりました



4月22日(土)には、PTA授業参観・総会並びに学年部会に多くの保護者の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。新学年での授業をご参観いただき、子どもたちの学習意欲を感じていただけたでしょうか。また、総会では、本年度の本部役員が決まりました。〇〇会長様をはじめ新役員の皆様、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

